

火薬類取締法に基づく立入検査実施規程

(最終改正：令和4年5月19日 和歌山県公安委員会規程第9号)

(趣旨)

第1条 この規程は、火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下「法」という。）第43条第2項の規定に基づき、火薬庫、消費場所、その他の火薬類を取り扱う場所（以下「火薬類取扱場所」という。）について、警察職員が行う立入検査に関し必要な事項を定めるものとする。

(立入検査の目的)

第2条 立入検査は、火薬類の盗難その他不正流出及び災害事故の防止を主たる目的とする。

(立入検査の種別)

第3条 立入検査の種別は、次のとおりとする。

(1) 通常立入検査

生活安全部生活安全企画課又は警察署において計画的に実施するものとする。

(2) 一斉立入検査

警察庁が策定した計画に基づき、県下一斉に実施するものとする。

(3) 新規立入検査

新たに火薬類を取り扱うこととなった場所に行うものとする。

(立入検査の対象)

第4条 立入検査の対象は、原則として火薬類製造所、火薬類販売所、火薬庫、火薬庫外において貯蔵する設備・建築物等（以下「庫外貯蔵庫」という。）、火薬類消費場所及び火薬類廃棄場所（以下「火薬類取扱場所」という。）とする。

(立入検査の事前準備)

第5条 本部主管課長又は警察署長（以下「署長等」という。）は、立入検査を実施するにあたり、原則として2名以上の警察職員をもって実施することとし、立入検査に従事する警察職員に対し、事前に関係法令の研さんに努めさせるとともに、立入検査を実施しようとする火薬類取扱場所について、次に掲げる事項をあらかじめ把握させ、立入検査の円滑かつ効果的な推進を図るものとする。

(1) 所在地、名称及び火薬類に関する許可の状況

(2) 火薬類保安責任者の人数及び氏名

(3) 過去における火薬類取締法違反及び火薬類盗難被害の状況

(4) 火薬庫（一級火薬庫、二級火薬庫、三級火薬庫及び実包庫に限る。）にあつては、火薬類取締法施行規則（昭和25年通産省令第88号。以下「規則」という。）第24条第16号（警鳴装置の設置義務の免除）の適用の有無

(5) 火薬類消費場所にあつては、法第30条第2項の火薬類取扱保安責任者の選任義務の有無、法第29条第4項の保安教育計画の策定に関する和歌山県知事又は市町村長（以下「首長」という。）の指定の有無、規則第52条第1項の火薬類取扱所設置義務の有無及び規則第48条第1項の火薬類取扱従事者の人数及び氏名

(立入検査の実施要領)

第6条 立入検査は、次の各号に掲げる要領により実施するものとする。

- (1) 火薬類取扱場所の責任者又はその代理人に立入検査を実施する旨を告げ、これらの者の立ち会いを求めて実施すること。
- (2) 立入検査に従事する警察職員は、その身分証を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示すること。
- (3) 立入検査は、火薬類取扱場所の種別に応じ、和歌山県警察本部長が別に定める立入検査実施票の検査（指導）事項に従って実施すること。
- (4) 立入検査は、綿密周到な注意力をもって粘り強く実施し、当該火薬類取扱場所における火薬類保管管理の実態を正確に把握するように努めること。

（違反を認めた場合の措置）

第7条 署長等は、立入検査により違反を認めた場合は、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 当該違反の状態が法第45条に規定する緊急措置を要すると認められるときは、首長に対し、同条各号に定める措置を要請すること。
- (2) 当該違反の状態が法第45条に該当しないと認められるもののうち、改善が可能なものについては、必要な指導をするほか、その場で改善が困難なものについては、期限を付して改善を指導し、当該期限の経過後に結果を確認すること。
- (3) 当該違反の原因を検討し、事後の改善措置の資料として活用すること。

（立入検査実施後の措置）

第8条 署長等は、立入検査終了後、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 火薬類取締法違反が認められた者のうち、その罪状が悪質なもの、火薬類取締法違反の前歴があるもの又は火薬類の適正な保管管理を期するため必要があると認められるものについては、首長に対して法第52条第4項の措置を要請すること。
- (2) 首長の関係機関に対して立入検査の結果を適宜取りまとめ、必要な改善意見とともに通報すること。ただし、当該機関と合同で立入検査を実施した場合は、この限りでない。
- (3) 火薬類取締法違反が認められた火薬類取扱場所に対しては、事後の立入検査を強化すること。

（立入検査実施上の留意事項）

第9条 署長等は、立入検査を実施する職員に対して法第43条第5項によるほか、次の各号に掲げる事項に留意するよう指導すること。

- (1) 粗野な言動を慎むとともに、必要に応じて関係者に立入検査の趣旨、関係法令の規定等を懇切に指導し、その理解と協力を得られるように努めること。
- (2) 火薬類取扱場所については、火気の使用を厳に慎むとともに、業務上やむを得ない場合のほか、火薬類を直接取り扱わないこと。
- (3) 発破による飛石、不発の爆薬等に十分注意し、火薬類による危害を受けないようにすること。
- (4) 火薬類取扱場所には、ライター、マッチ、帯電体等その場に在することが適当でないものを携帯、着装その他の方法により持ち込まないこと。

（別記様式省略）